

## ○我孫子市市民スタッフに関する要綱

平成15年6月4日

告示第90号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する事業について、市民の視点を持って事業の推進を図るため、当該事業に参加、協力する市民スタッフに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、市民スタッフとは、市が行う継続的な事業に対し、自らの経験や知識を自発的に提供するとともに、事業スタッフの一員として市職員とともに活動することができる市民をいう。

### (公募)

第3条 市民スタッフの募集は、公募により行うものとする。

### (要領の策定等)

第4条 市民スタッフの協力を得て事業を行う場合、当該事業の実施担当課は、市民スタッフの任務、役割、服務等について、必要な要領を定めるものとする。

2 事業の実施担当課は、市民スタッフの参加実績、参加状況等を適切に把握しなければならない。

### (委嘱)

第5条 市民スタッフは、市長（事業の実施担当課が市長以外の執行機関に属する場合は、当該執行機関の任命権者）が委嘱するものとする。

2 前項の委嘱の手続は、事業の実施担当課において行う。

### (守秘義務)

第6条 市民スタッフは、職務上知り得た情報及び内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (報償)

第7条 市長は、市民スタッフに事業への参加必要経費に対する一部負担を目的に、予算の範囲内において、次の表に定めるところにより報償を支払うことができる。

参加体系	報償額
半日（4時間以内の場合）	500円
1日（4時間を超え、8時間以内の場合）	1,000円

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成15年6月1日から適用する。